

大井町イメージキャラクター「すいっぴー」使用取扱規定

大井町町制施行50周年記念事業を行うにあたり、本町を広く町内外へアピールすることを目的に大井町イメージキャラクター「すいっぴー」を制定しました。

町民の皆さんには、積極的にイメージキャラクターを使用していただき、魅力ある本町の創出にご協力を賜りますようお願いいたします。

1. イメージキャラクターについて

このイメージキャラクターは、町民の皆さんとともに50周年を祝い、本町が魅力あるまちとして発展していくことを願って定めたものです。

この作品は大井町の「0」の擬人化をモチーフに、町の花「すいせん」を身にまとう姿を表し、輝く未来に向かって一步を踏み出す姿を表現しています。

2. 権利の帰属

大井町イメージキャラクター「すいっぴー」の一切の権利は、大井町に帰属します。ただし、使用の承認及び管理等については政策経営課で行います。

3. イメージキャラクターの使用について

(1) 使用を希望する場合は、別紙『大井町イメージキャラクター「すいっぴー」使用申請書』に必要事項を記入のうえ、町政策経営課へ提出することとします。

ただし、町が主催又は共催する事業は除きます。

原則としてイメージを損なわぬようオリジナルのデザインを使用することとしますが、パンフレット、看板等の利用方法により、イメージキャラクターのサイズ(縮尺)、配色、配置等を変える必要がある場合には、『大井町イメージキャラクター「すいっぴー」使用申請書』にその旨を記載することとします。また、LINEアプリ等で販売しているLINEスタンプ用画像などの、町所有のイメージキャラクター画像をLINEアプリ外で使用する場合も同様の扱いとします。

なお、『大井町イメージキャラクター「すいっぴー」使用申請書』の個人情報は、イメージキャラクターの適正な使用を確保する目的以外には使用しません。

(2) 次の場合は使用をご遠慮願います。

- ・本町の信用や品位を損なうような使用をする場合
- ・自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用し、又は使用する恐れがあるとき
- ・その他、当該記念事業の主旨に反するなど、著しく不適当と認められる場合

連絡・問合せ先

【住所】〒258-8501 神奈川県足柄上郡大井町金子1995 大井町役場政策経営課

【TEL】 0465-85-5003 (直通) 【E-Mail】 kikaku@town.oi.kanagawa.jp